

Q 1	現行の申請方法について	従前の税関窓口への紙申請は2017年10月以降も継続されますか。	税関からは継続すると聞いておりますが、財務省の通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に向けた取り組みの一環として、包括保険関連業務をNACCSでシステム化しましたので、関係者の皆さまにおきましては、是非NACCSのご活用をお願いいたします。
Q 2	現行の包括保険情報の扱い	従前の申請により登録済みの包括保険情報は、2017年10月以降も有効期限が残っているものについては、次期NACCSへシステムにおける引継処理はされますか。	従前の申請により登録済みの包括保険情報は、2017年10月以降も有効期限が残っているものについてはそのまま使用できますが、有効期限が切れた後は自動継続が出来ないため、新たな登録が必要となります。
Q 3	包括保険番号について	2017年10月以前に採番された包括保険番号は、次期NACCSではH始まりの7桁に変換されますか。	2017年10月以前に採番された包括保険番号は変換されません。引き続き有効期限までは輸入申告で使用可能です。2017年10月以降に、NACCSへ登録した包括保険情報について、H始まりの7桁の包括保険番号が採番されます。
Q 4	包括保険関連業務対応者について	輸入者が保険会社へ「包括保険指数登録」の依頼を行う事でどの保険会社でも対応が可能ですか。	表に掲載のNACCSをご利用の損害保険会社が、包括保険仮登録が可能となります。
Q 5	包括保険使用実績データ (管理統計資料) http://www.naccscenter.com/system/ref_6nac/docs/2015121500054	①包括保険使用実績データはどうすれば入手できますか。	①包括保険使用実績データは、輸入者へ提供いたします。NACCSを導入いただき、利用者業種は「輸出入者」で、有料管理統計資料を「取得する」契約とすれば、NACCSから配信する資料を取得することが可能です。
		②包括保険使用実績データには、従前の申請で採番された包括保険番号を使用した輸入申告等の実績データも含まれますか。	②2017年10月以降にNACCSへ登録した包括保険情報について採番されたH始まりの包括保険番号を使用した輸入申告等を実績データとして提供いたします。2017年10月以前に採番された包括保険番号および2017年10月以降に従前の申請により採番された包括保険番号を使用した輸入申告等のデータについては、提供の対象外です。
		③包括保険使用実績データのcsv出力に件数の上限はありますか。	③配信件数に上限はなく収集した件数は全て配信いたします。

Q 6	<p>現行の申請方法について</p>	<p>①包括保険確認登録(H K A 業務)が実施できているかどうかはどのように確認するのですか。(通関業)</p>	<p>① H K A 業務を実施し、正常終了すると帳票「包括保険本登録情報控(CAD0220)」を受信します。登録内容はこの帳票で確認が可能です。</p> <p>また、I I N 業務の個別照会で包括保険番号、パスワード、輸入者コードを入力し、出力した画面で「ステータス」欄が「登録完了」となっていれば H K A 実施済みの状態です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステータスが「仮登録完了」：損害保険会社による H H C 業務が実施され、H K A 業務待ちの状態 ・ステータスが「登録完了」：輸入者・通関業・海貨業による H K A 業務が実施された状態 <p>損害保険会社は個別照会に加え、一覧照会も可能です。</p> <p>従前の税関窓口への紙申請による包括保険情報については、I I N で照会はできないため、税関にお問合せください。</p>
		<p>②登録した包括保険情報が、輸入申告で使用可能かどうかはどのように確認するのですか。(通関業)</p>	<p>② I I N 業務の個別照会でステータスが「登録完了」となっていて、なおかつ適用開始年月日を過ぎていれば輸入申告で使用可能な状態となっています。</p>
Q 7	<p>包括保険情報のデータベース保存期間について</p> <p>https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/_files/00110020/dbhizon_6nac.pdf</p>	<p>包括保険情報の取消や削除はできますか。</p>	<p>包括保険情報の取消はありません。また、損害保険会社による H H C 実施後は削除されません。H K A 実施前であれば損害保険会社が適用終了年月日を設定する(強制的に終了日を設定する)ことで無効化することとなります。</p> <p>なお、包括保険情報の保存期間は以下となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H H A 実施・・・ H H A を実施した日から 3 0 日で削除。3 0 日以内に H H C を行う必要があります。 ・ H H C 実施・・・ H H A 後 H H C されると、削除対象から除外されます。H K A 業務待ちの状態となり、H K A されるまで、削除されることはありません。 ・ H K A 実施・・・「適用終了年月日」から 7 年後に削除となります。無期限の場合「適用終了年月日」に登録がないので、削除されません。

Q 8	包括保険の適用終了年月日について	①包括保険を無期限としたい場合はどのようにすればよいですか。(損害保険会社、輸入者、通関業、海貨業)	①HHAでは「適用終了年月日」を空白で送信する。HKAでも「適用終了年月日」を空白で送信する。登録した包括保険番号は、適用終了年月日が未設定であれば、包括保険は無期限で輸入申告で利用可能となります。
		②HKA業務で、適用終了年月日を誤って入力してしまいました。訂正はどのようにすればよいですか。(輸入者、通関業、海貨業)	②適用期限を短くすることは可能ですが、長くすることは不可のため、長くする場合は、あらかじめ損害保険会社による包括保険仮登録が必要です。 ●包括保険の適用期限を短くしたい場合 HKB→HKAで適用終了年月日を上書きし、訂正する。 ●包括保険の適用期限を長くしたい場合(期限設定済みから無期限にしたい場合も含む) 新たに包括保険情報を作成し、包括保険番号を払い出す必要があります。
		③無期限の包括保険で、保険会社が変わった場合はどうすればよいですか。(損害保険会社)	③包括保険情報は削除されず利用可能であるため、保険会社が変わった場合は、HKAで「適用終了年月日」を設定することで無効化し、新しい保険会社が新規登録をする必要があります。
Q 9	包括保険に関する輸入者情報の変更方法について	すでに登録済みの包括保険の輸入者の社名・住所等に変更が生じた場合、新社名・新住所は包括保険情報に反映されるのでしょうか。	●法人番号とJASTPROコードまたは税関発給コードが関連付いている場合 輸出入者コードを保有している利用者自身でJASTPROまたは税関で社名、住所の変更手続きを行っていただいた後、損害保険会社に新しい社名、住所をご連絡ください。損害保険会社にてHHB「処理区分：訂正」で呼出し、表示される新社名等を確認後HHAを送信すると、社名等変更後の情報が包括保険情報に反映されます。 ●法人番号とJASTPROコードまたは税関発給コードが関連付いていない場合 損害保険会社に新しい社名、住所をご連絡ください。損害保険会社にてHHB「処理区分：訂正」で呼出し、新しい社名、住所を入力してHHAを送信すると、社名等変更後の情報が反映されます。